



## 戸籍の届出 ▶ 町民課

種類	届出期間	届出人	届出地	届出に必要なもの
出生届	生まれた日から14日以内	父・母	出生地または本籍地、住所地	①出生証明書 ②母子健康手帳 ③届出人の印鑑 ④親の保険証および通帳（子ども医療費の手続きのため）
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	死亡届の届出人欄に記載されている人	死亡者の本籍地、死亡地または届出人の所在地	①死亡診断書 ②届出人の印鑑
婚姻届	届出が受理された日から効力が発生	夫になる人・妻になる人	夫になる人か妻になる人の本籍地または所在地	①本籍地以外に届け出をする場合は戸籍全部事項証明書（謄本） ②届出人の印鑑 ③20歳以上の証人2名の署名押印 ④未成年者の場合は両親の同意書 ⑤窓口に来る方の本人確認書類
離婚届	届出が受理された日から効力が発生 裁判離婚の場合は確定日から10日以内	夫・妻 裁判離婚の場合は申立人	夫婦の本籍地または所在地	①本籍地以外に届け出をする場合は戸籍全部事項証明書（謄本） ②夫と妻の別々の印鑑 ③協議離婚の場合は20歳以上の証人2名の署名押印 ④窓口に来る方の本人確認書類
転籍届	届出が受理された日から効力が発生	戸籍の筆頭者および配偶者	届出人の本籍地または所在地、あるいは転籍地	①戸籍全部事項証明書（謄本） ※同一市区町村内の転籍の場合は省略可能 ②届出人の印鑑（筆頭者と配偶者別々のもの） ③窓口に来る方の本人確認書類

※このほかに、養子縁組届・養子離縁届・認知届・入籍届・死産届等があります。

## 住民異動に関する届出 ▶ 町民課

住民登録（中長期在留者を含む）は、住所や家族構成などの居住関係を証明するもので、就学・選挙・国民健康保険などの町民生活の基礎となるものです。住所や世帯が変わるときは、町民課へ届けてください。

なお、上記のほか、介護保険・子ども医療・児童手当・小中学校・上下水道などの手続きも必要です。

種類	届出期間	届出に必要なもの
転入届（町外から引っ越してきたとき）	転入した日から14日以内	①印鑑 ②転出証明書 ③個人番号カードまたは通知カード ④住民基本台帳カード
転出届（町外へ引っ越すとき）	引っ越しが決まって住所を定める前または定めてから14日以内	①印鑑 ②国民健康保険被保険者証 ③後期高齢者医療被保険者証 ④子ども医療費受給者証
転居届（町内で引っ越したとき）	転居した日から14日以内	①印鑑 ②国民健康保険被保険者証 ③後期高齢者医療被保険者証 ④子ども医療費受給者証 ⑤個人番号カードまたは通知カード ⑥住民基本台帳カード
世帯変更届（世帯の構成または世帯主に変更があった場合）	変更のあった日から14日以内	①印鑑 ②国民健康保険被保険者証

※届出人は、本人または同一世帯の人となります。代理人が届け出をする場合は、代理人選任届（委任状）が必要です。

※本人確認書類（運転免許証、パスポート、個人番号カードまたは住民基本台帳カード（顔写真付）等）を提示してください。

## 印鑑登録 ▶ 町民課

### ●印鑑登録できる人

成年被後見人を除く満15歳以上の越生町に住民登録をしている方

### ●印鑑登録申請

本人が窓口で申請を行ってください。登録ができると印鑑登録証（カード）を交付します。代理人の申請の場合または本人申請であっても、写真付身分証明書がない場合は、担当へお問い合わせください。なお、登録まで日数がかかります。

### ●登録に必要なもの

- ①登録する印鑑（8ミリメートルから25ミリメートルの正方形に収まるもので、縁が欠けていないもの）
- ②本人確認書類（運転免許証、パスポート、個人番号カードまたは住民基本台帳カード（顔写真付）等）
- ③登録手数料 200円

## 証明手数料 ▶ 町民課

戸籍謄抄本、住民票の写しなどを請求する際に、本人確認を行っています。

**本人確認をする書類：**運転免許証、パスポート、個人番号カードまたは住民基本台帳カード（顔写真付）等官公署が発行した顔写真付きの本人であることが確認できる書類を原則とします。なお、健康保険証、介護保険証、年金手帳、生活保護受給者証などの場合は、いずれか複数の提示が必要です。

種類	手数料	内容	注意事項
戸籍全部事項証明書（謄本）	450円	戸籍に記載されている全員を写したもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 戸籍に記載されている人、またはその配偶者および直系親族以外の方が申請する場合は、委任状が必要</li> <li>• 越生町に本籍がない場合は、交付できない</li> </ul>
戸籍個人事項証明書（抄本）	450円	戸籍に記載されている個人を写したもの	
除籍全部事項証明書（謄本）	750円	除籍に記載されている全員を写したもの	
除籍個人事項証明書（抄本）	750円	除籍に記載されている個人を写したもの	
原戸籍謄本・抄本	750円	原戸籍に記載されている全員または個人を写したもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 届出人以外は委任状が必要</li> <li>• 受理した市区町村でないとは交付できない</li> </ul>
附票全部事項証明書（謄本）	300円	住民異動の記録を写したもの（全員）	
附票個人事項証明書（抄本）	200円	住民異動の記録を写したもの（個人）	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 本人以外は委任状が必要</li> <li>• 越生町に本籍がない場合は、交付できない</li> </ul>
戸籍届出受理証明書	350円	戸籍に関する届出が受理されたことを証明するもの	
身分証明書	200円	禁治産者、準禁治産者、破産の宣告および後見登記の有無について証明したもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 同一世帯でない場合は、委任状が必要</li> </ul>
住民票の写し	個人：200円 世帯全員：300円	住所、氏名など住民票に記載されていることを証明したもの	
住民票記載事項証明書	200円	住所、氏名など住民票に記載された内容と相違ないことを証明したもの	—
印鑑登録証明書	200円	印鑑が登録してあるものであることの証明	• 印鑑登録証（カード）が必要

## パスポート申請 ▶ 坂戸パスポートセンター

越生町にお住まいの方は、坂戸市役所でパスポートの申請と受け取りができます。原則、坂戸パスポートセンターで取り扱いますが、坂戸市役所での申請が難しい場合は、県パスポートセンターの各窓口（大宮、川越、熊谷、春日部、所沢）にお問い合わせください。

**坂戸パスポートセンター** 坂戸市千代田1-1-1坂戸市役所1階 市民課内 TEL：049-283-1331